

令和2年7月10日

社会福祉法人慶友会
特別養護老人ホーム入所者 ご家族各位

社会福祉法人慶友会
総合施設長 小野 直子
特別養護老人ホーム養生の杜カムイ
施設長 河島 志津子
特別養護老人ホーム仁慈苑
施設長 佐藤 真

特別養護老人ホームの面会制限を継続し 面会実施要領を変更いたします

平素より、当法人特別養護老人ホームの運営に際しましてご配慮を賜り、心から感謝申し上げます。取り分け、新型コロナウイルス感染症の流行後には、各施設の対応に特段のご理解を頂き、重ねてお礼申し上げます。

さて、最近の社会につきましては「新しい生活様式」や「北海道スタイル」を取り入れ、感染予防を実施しながら日常生活を取り戻しつつあります。

一方、高齢者施設では、北海道内でも集団感染が散見されており、神経質にならざるを得ない状況が続いておりますが、旭川市においては4月17日以降に新たな感染者が確認されていないことから、私どもの施設では6月から特別面会を実施できるまでに緩和をさせて頂きました。

6月10日付の通知文では、「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針（令和2年5月25日改定）」における第2段階が終了する7月9日までの面会制限についてお知らせしておりましたが、この度、別紙のとおり7月10日からの面会実施要領を変更いたしましたのでご案内申し上げます。

ご家族様におかれましては、特別養護老人ホームの社会的役割をお含みおきいただき、引き続き感染対策へのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の対応につきましても、行政・所属協議会の通知を参考に決定して参ります。

<添付資料>

- ・面会実施要領（面会者チェックリスト）